

調布市長 長友 貴樹 様

調布市教育長 栗原 健 様

2025年11月28日

日本共産党調布市議団

岸本 直子

田村 ゆう子

2026年（令和8年）度予算編成に対する要望書

2026年（令和8年）度の予算編成にあたって

いま、日本も世界も大きな歴史の岐路にたっています。

この先、希望ある方向に進めるのか、それとも暮らし・平和・民主主義を壊すような流れに逆戻りさせてしまうのか、これは、主権者である私たち国民に問われてくることとなります。

昨年の衆議院選挙で自公政権が過半数割れとなり、その後、石破首相から高市首相へと変わりました。初の女性総理となり注目を集めているものの、自民・維新の会との連立で誕生した高市政権は、憲法改悪や日本を大軍拡へ突き進もうとしており、とても危険な方向性を示しています。

裏金問題・企業団体献金などの「政治とカネ」の問題には反省も見直しもせずに、日本の軍事費の大幅増額や大企業・富裕層に対する対策を打ちながら、一方で、社会保障費や医療費の削減など、国民の暮らしに今後も大きな負担増を進めようとしています。

夏の参院選では、暮らしの厳しさや不安を外国人や高齢者が原因であるかのように訴え、日本人や若者との対立を煽る「排外主義」が、政党・政治家によってふりまかれました。

苦しみをもたらした、今までの政治の根本問題の解決にはまったく触れずに、政治を変えてほしいと願う、国民の意思を間違った方向に誘導するような事が起きています。

高市首相は、男女共同参画や共生社会、ワークライフバランス等、今まで遅れていた各施策を前進させてきた自治体のとりくみを後退させるかのような言動にも触れるなど、時代の逆戻りを感じずにはいられません。

長引く物価高騰のもと、市民の暮らしは厳しさを増しています。

日本共産党調布市議団には、依然として暮らしにくさや生きづらさなど生活苦とともに、国の制度矛盾からくる様々な相談が寄せられており、市民に一番身近な地方自治体の役割が、いまほど求められている時はないと考えています。

現在の国政の状況・動きを踏まえ、調布市は、市民一人ひとりが暮らしにも社会にも明るい希望が持てるよう、「地方自治の本旨」を大前提とした「市民生活第一の市政運営」を行うことを、今後も強く求めるものです。

1、予算編成に対する市の基本姿勢について

（1）健全な財政運営について

- ① 当初予算は通年予算であることに留意し、国庫補助などの特定財源に依存した公共事業の拡大は厳に戒めること。
- ② 今後、計画されている大型公共事業（基地跡地留保地、東部地区まちづくり、総合福祉センターの移転、グリーンホールの建替え等）については、市財政全体の健全運営を視野に入れた計画の検討を行い、市民生活の圧迫、市民サービスの縮小につながらないようにすること。
- ③ 基金については、積み立て先にありきではなく基金本来の目的で活用し、市民生活支援最優先に活用すること。債券運用は、最大限のリスクヘッジを行い、運用規模についても適切に行うこと。

(2) 市政運営の基本姿勢について

① 市民の権利を守る市の基本的立場について

ア、市政運営の基本に、どの部署においても日本国憲法に記された「市民の基本的人権を守る」ことを全職員に徹底すること。「市民の人権尊重」「国民主権、基本的人権の永久不可侵性」「地方公共団体の責務は住民福祉の増進」という、日本国憲法と地方自治法に沿った業務遂行を徹底するとともに、研修や振り返りの機会を増やし、職員としてのスキルアップを常に心がけること。

イ、各選挙での「市民の投票の権利を守る」対策について

- ア、市民の投票権を最大限保障すること。障害を持つ方や高齢の方など外出が困難な有権者の投票行動を制約することができないよう、投票所の増設、バリアフリー化、巡回投票など投票環境の改善に努めること。
- イ、要介護者4以下の中高齢者でも、本人の投票に対する意思があれば、自宅から投票できる「郵便投票制度」の改善をはかるよう東京都に求めること。
- ウ、子どもの頃から選挙を身近に感じることのできる社会教育の一環である「親子連れ投票」の取組を継続、拡充させること。

② 人事政策・人材育成について

- ア、職員定数については、現場の実態に適した定数配置とし、兼務職を減らす努力をすること。
- イ、専門職は非常勤に特化せず正規職とし、専門的知見にもとづく経験が市行政に蓄積されるようすること。
- ウ、会計年度任用職員の採用については、正規職員の代替ではなく、臨時的・季節的業務に限定すること。
同一労働・同一賃金の原則に沿って、正規職員並みの労働条件にすること。

③ 行政のデジタル化にあたって

- ア、マイナンバーカード取得の有無で行政手続き上の不利益をあたえないこと。
事実上のマイナンバーカード強制につながる健康保険証の廃止はしないこと。
生活保護利用者や各種の福祉サービス利用者に、マイナンバーカードの取得は任意であることを丁寧に説明し、取得の強制はしないこと。
マイナカードと保険証の紐づけ解除を希望する市民に丁寧に対応すること。
現行の紙の保険証・資格確認書は廃止しないよう、国に求めること。
- イ、デジタル化にあたっては、市民の個人情報を守る事を堅持し、市民の利便性向上という本来の目的を果たすよう努めること。

④ 公民連携について

- ア、PPP、PFI事業については、適用案件ごとに公正で厳密な徹底検証を行うこと。
- イ、市政にかかる産学官民連携について、市政運営における公平性・透明性を担保し、市民に開かれた市政実現のために明文化したルールを定めること。

⑤ 平和事業・継承するとりくみの拡充について

- ア、ガザ攻撃中止・パレスチナ国家承認に向けて日本政府が積極的に行動するよう地方自治体から求めること。
- イ、国の政策によって、自衛隊の役割が専守防衛から大きく逸脱しかねないもとで、調布市が本人の同意なく、個人の情報を自衛隊に提供することはしないこと。
- ウ、日本原水爆被爆者団体協議会（被団協）が2024年ノーベル平和賞受賞したことを受け、核兵器禁止条約を日本政府が批准するよう、地方自治体の首長として強く求めること。
- エ、調布市の非核平和都市宣言・国際交流平和都市宣言を基本に平和事業をさらに拡充すること。
市が拡充させてきた平和事業を、多くの市民の目に留まるとりくみを行うこと。
ピースメッセンジャーやピース部などの活動を広げ、次世代の若い世代が平和な社会をつくる主体となれるよう育成や他自治体との交流などの活動を拡充していくこと。

- オ、自治体の平和事業拡充のために、全職員の研修、広島・長崎・沖縄など現地から学ぶ活動拡充を図ること。
- カ、学校教育の場において市内在住の戦争体験者・被爆者の実体験を対面で聞く機会を広げ、平和学習をすすめること。市が作成した「映像記録 DVD」の配布・活用をさらに拡充し。各事業や郷土博物館など歴史関連事業で、積極的に活用すること。
- キ、調布市内や近隣市の戦争遺跡や掩体壕など有形・無形の財産を後世に残す重要な財産として保存・維持し、より広く子ども達や市民に知らせ、学ぶ機会を拡充すること。
- ク、平和祈念祭の共催団体に関連事業に関わる市民や若い世代を参加させ、その声を活かした平和祈年祭にしていくこと。
- コ、原発依存の社会から抜け出すために「脱原発をめざす首長会議」に参加すること。
国に対して、原発再稼働、新設などの計画を見直し原子力発電所の再稼働、新規建設をしないよう求めること。
-

2. 分野別の要望事項

①、市民生活にかかる負担軽減策について

- ア、国民健康保険税の引き上げを行わないこと。国に対して、国庫負担引き上げを行うよう国に強く求めること。
- イ、多子世帯の国保税(料)減免、子どもの均等割廃止及び個人事業主の傷病手当実現のため、財政支援強化を国に求めること。
- ウ、下水道料金の値上げを行わないこと。東京都に対して区市町村への維持管理負担金の値上げを行わないよう求めること。また市民や事業者に対する独自の支援を実施すること。
- エ、物価高騰対策として効果のある「消費税5%への引き下げ実施」を国に求めること。
- オ、市内事業者への物価高騰支援事業補助金の拡充及び、補助上限額の引き上げをすること。
- カ、物価高騰による燃料費・肥料代への補助の維持・拡充、子ども・福祉施設への支援強化を行うこと。
- キ、市役所や市内公共施設のトイレへの生理用品の設置を行うこと。

②、市民の命と健康を守る対策について

ア、危険な暑さから命を守る対策について

- ア、エアコン購入費助成制度は、生活保護世帯だけでなく、低所得者やひとり親家庭、年金生活の高齢者など、経済的支援が必要な世帯の実態把握も行い、調布市独自の支援策を講じること。
- イ、クーリングシェルターは公共施設だけに限らず民間事業者との連携も含め、涼み処を増設し目で見てわかる周知徹底を行うこと。すべての箇所に「給水スポット・経口補水液などの完備」を進め、健康面や生活面の相談ができる窓口の設置を行うこと。
- ウ、公共施設の建て替え、修繕にあたっては外断熱化を基本とし、必ず行うこと。
- キ、新型コロナワクチン接種については市が補助し、接種費用の自己負担を抑えること

③ 地方自治体が担う公共交通に関する支援について

- ア、調布市ミニバス事業は、交通不便地域解消、高齢者の社会参加促進の原点に立ち「地域福祉」「市民の交通権を守る」ために充分な予算を充てること。
交通不便地域の解消は「行政の責任」であることを明確に位置づけること。
北部地域については、デマンド型交通の実証実験で得た知見、住民の声を踏まえ、4月からの新たな地域交通に反映させること。
自動運転技術調査は、丁寧かつ慎重に行い、拙速に進めないこと。
- イ、そのほかの交通対策について
バス停への屋根やベンチの設置の促進についてバス事業者へ強く働きかけること。
行政として設置基準等の緩和、設置技術開発などを視野に入れた環境改善を図ること。
- ウ、つつじヶ丘南口駅前のバスロータリーに「バス乗り場の案内板」を設置すること。

工、自転車駐輪場の短時間利用の無料枠をさらに拡大すること。

④ 陥没事故から5年目を迎えた、外環道工事による住民に対する対応について

ア、地盤補修工事について

　a、家屋の解体工事や地盤補修工事の進め方について住民の意思尊重を最優先とし今後もきめ細かく情報提供を行うこと。

　b、地下水への影響について、調査ポイントを増やし、地中の状況をきめ細かく調査し住民に公表すること

イ、事業者が工事期間中に行う各種の補修工事に対して

　a、市が協力しているプラントヤード、中継ヤード、資機材詰め替え場、市道などで補修が迫られる事案が起きた際の対応については、その都度、全事業者と市が確認を行ったうえで修繕を行い、経過についての記録を残すこと。

ウ、住民被害への補償について

　a、被害の補償を施工事業者まかせにせず、国が責任をもち二次被害をふくめて全住民の被害回復・生活再建の責任を果たすよう、今後も求め続けること。

　b、市内で発生した外環事故に起因する被害の補償、救済の完了抜きに今後の工事を進めないことを求める立場を示すこと。

エ、中央ジャンクションへのランプシールド工事による、振動や騒音、低周波等による市民の健康被害の影響については、実態をつかみその対応を事業者に厳しく求めていくこと。

⑤ 調布飛行場の課題について

ア、自家用機の分散移転を早期に進めるよう東京都へ働きかけること。

イ、分散移転の進捗状況などを報告する住民説明会の実施を東京都に強く求めること。

ウ、調布飛行場の整備は、市との協定書・覚書を遵守すること。市民に対しては説明会等の市民へ公にする場を設けるよう、東京都へ働きかけること。

エ、国・東京都に管制官の再配置を求めるこ。

⑥ 産業振興、地域経済活性化について

1、産業振興ビジョンを実効性のあるものとするために、市独自の産業振興条例の制定、中小企業の振興・小規模事業者の経営向上について基本姿勢を明確にすること。市内事業者の実態把握を定期的に行い、地域経済対策会議や市内商工業者など、当事者の声が反映される努力を続けること。

2、市内商店、市内事業者への支援について

ア、急を要する運転資金確保のために保証人なしで借りられる直貸しの生業資金融資を実施すること。

イ、コロナ禍に利用した融資分の事業者返済について、その後の事業運営状況などに合わせた相談体制を強化すること。

ウ、インボイス制度導入後の課題について

　a、市の監理団体との契約に関して、インボイス登録の有無によって事業者を選別しないこと。取引上の課題や、国保税・住民税の納税猶予・分納等の相談に対応できる相談窓口の拡充と周知を徹底すること。

　b、消費税の価格転嫁が困難な小規模事業者・個人事業主に対する支援策を実施すること。

　c、シルバー人材センターに登録している市民が負担増とならない対策を講じること。

3、中小企業への融資に対する信用保証料の全額補助・利子補給等、拡充された調布市中小企業事業資金融資制度を継続し、今後の拡充をめざすこと。

4、*個別店舗や事業者への補助金の申請支援、経営指導のための組織的・人的支援の強化を行うことと調布市商工会への支援拡充・各商店会の事務局体制が確立への支援を広げること。市内商工業者の人材確保につながる支援策の拡充を行うこと。

*職場体験事業を市内商工業の発展につなげるためにも、市内商工業を知ってもらうとりくみを学校教育と連携し、拡充に努めること。

5、市独自で公契約条例制定に向けた研究・検討を強化し、条例に向けたとりくみを行うこと。

6、小規模公共工事の発注について

市内中小零細企業の登録制度の周知・徹底とともに、総合評価方式については、地元貢献度、入札不調や中止に対する影響等について、団体のとりくみもふまえた検証を行い、今後も地元企業に優先的に仕事が回るさらなる工夫を行うこと。

7、市内の空き店舗対策の拡充について

ア、市内事業者や消費者の意見を反映させる場をつくり、礼金・敷金が対象外となっている店舗賃借料の補助制度の拡充、実施する週単位や月単位の期限を区切って、賃貸方法の柔軟性について実施すること。

イ、商店街の空き店舗への補助金を創設すること。

子ども食堂等を行う場合の改装工事費等への支援、空き店舗を活用した「地域住民の居場所づくり」となる支援を進めること。

社会福祉協議会や福祉団体と地元商店街が共同したとりくみのために、市がコーディネートするとりくみを進めること。

8、個別店舗のリニューアル助成制度の拡充をはかること。

インバウンドを視野に入れ、新規の来客を迎えるために必要なトイレの洋式化や店舗内のバリアフリー化等の店舗改装、事業活動拡大のとりくみに積極的に支援すること。

9、地場野菜の学校給食への活用は、農家との契約方法など含め量・質の確保に留意し今後も拡大を目指しオーガニック給食導入に向けて、農業者とも相談・研究し今後のとりくみに活かすこと。

10、農地保全対策として、市民農園、学童農園、体験ファームの拡充に今後も努力を続け、体験ファームの運営にあたっては、利用者の意向が反映されるよう、協力農家との意見交換会などの交流を深めること。

11、都市農業育成対策事業費補助制度のさらなる増額を図り、市内農業者が安定した経営ができるよう全面的な支援強化を行うこと。農作物の災害補償制度の継続・予算増額を行い、災害発生時の農業者への支援拡充のため、国や東京都の支援強化を求めるこ

12、農業振興策について

ア、策定した農業振興計画を基本に、農業者や農業団体・市民とともに調布市農業振興条例の制定をめざすこと、

イ、税制を含む農業支援強化を国・東京都に求めつつ、自治体として都市農地を維持・保全する計画を今後も拡充すること。

ウ、耕作物の残渣（作枯れ）に対する後処理や農地内の焼却処理（野焼き）が禁止されている農業者の課題・状況等に応じて、農地内の埋設、ふじみ衛生組合への直接搬入の継続したとりくみとともに、資源ごみとしての無料回収や廃棄物処理場への搬入時の減免制度実施など、都市農業を守るとりくみとして実施すること。

⑦ 福祉分野の政策について

ア、生活保護制度について

イ、最高裁判決で下された違法な生活保護基準について、国は誠意を持って謝罪し原告の訴えに沿って補償することを強く求めること。また、これまで引き下げられ続けてきた生活保護基準の引き上げを国に強く求めること

「生活保護の申請は憲法25条に記された国民の権利であること」「申請時の扶養照会の強制ではないこと」を市民に周知徹底し、誰もが安心して申請できること。

б、生活保護を利用している世帯に夏季加算の給付を行うよう、国に求めること。

в、法定基準を下回っている福祉事務所のケースワーカーの配置を増員すること。生活福祉課に社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職を増員すること。

д、「調布市ほっとあんしん相談事業」の拡充をはかり、総合的な問題を抱える市民がワンストップで相談できる受け入れ体制の強化すること。

е、雇用主の都合で突然解雇される等の事情で、突然、住まい（寮）を失う市民や路上生活者の解消、夜間時間帯・年末年始など、市役所の閉庁時を含めた緊急時の体制整備、住まいの確保、一時的な保護施設の確保に努めること。市民への情報提供を積極的に行うこと。

イ、高齢者支援・介護保険制度について

- a、国に対して介護保険制度に対する国庫負担割合の引き上げ、保険料の値上げ抑制、介護が必要な人が必要なサービスが受けられる制度のために抜本的改革を行うよう、強く求めること。
- b、後期高齢者医療制度について、保険料の引き上げや医療費窓口負担など、高齢者の負担増を行わないよう、国・東京都に求め続けること。
- c、高齢者の医療費負担の軽減を図るために、市独自に75歳以上の医療費や入院費用助成制度を実施すること。
- d、補聴器購入費補助の対象や金額を更に拡充すること。補聴器取扱店や医療機関の拡充をすすめ、情報を広く市民に知らせること。
- e、介護従事者の待遇改善を行うための支援強化を国に求めること。
- f、介護認定を受けたのちにスムーズに介護サービスを受けられるための対策について
高齢化が進む中、「いざという時の対応マニュアル」「今後の流れをイメージできるフローチャートの作成」等で周知を図り、困った時にすべての介護手続きがワンストップでできる窓口の設置・相談体制の拡充に努めること。
- g、在宅介護の難しい家庭のためにも、特別養護老人ホーム、老人保健施設、短期入所施設、認知症グループホーム増設などの基盤整備をさらに進めること。
介護体制の拡充に必要な財源は、国が責任を持つよう強く求め続けること。

ウ、障害者施策について

- a、障害者雇用や障害を有する職員の採用をさらに推進すること。
市の管理団体が障害者の法定雇用を確保できるよう、財政支援、財政支援強化も含め、市の支援をさらに強化すること。
- b、障害者の雇用促進のために、事業者や市民への障害に対する理解促進に努めること。
また、就労している障害者の賃金引き上げ、働く場の拡充のために継続的な支援拡充とともに、国への財政支援について強く要望すること。
- c、発達障害や高次脳機能障害など、近年増えている新たなニーズに対する支援を拡充すること
- g、要介護1、2対象者を介護保険の枠組みから外して、市の一般施策事業に移行させないよう國に強く求め続けること。

エ、健康推進事業について

- a、マイナカードと保険証の紐づけは強制しないこと。
- b、がん検診の有料化をしないこと。自己負担のある乳がん検診について、自己負担なしで受けられるよう負担軽減策に踏み出すこと。咽頭がん、口腔がんの検診を実施すること。
- c、高齢者への季節性インフルエンザ予防接種が無料で実施できるよう東京都に要望すること。
- d、不妊治療の相談・支援を強化すること。
- e、女性特有の健康問題について、がん、妊娠出産、不妊、更年期等への対策強化を行うこと。
- f、子どもの発達に関する検査について、5歳児健診の導入を行うこと。
- g、正規雇用の歯科衛生士の配置をめざすとともに、現在の配置人数を拡充すること。
- h、小島町歯科診療所のステーション化に向けて関係機関との検討を深め、市民以外の障害児・者も利用できるよう東京都や近隣市と連携を進めること。
休日診療を行うにあたり、職員体制の整備拡充、出勤に対する手当の拡充なお万全の体制を整えること。

イ、歯科口腔保健について

- *乳幼児期・学童期の子どもたちの口腔内の健康を守るとりくみ(歯磨き指導やフッ素加工などを、歯科医師会・学校医などと協力し、さらに拡充すること)。
- *在宅で要介護高齢者の歯科医療や口腔指導について、訪問歯科診療を行う歯科医の拡充・支援強化など、歯科医師会と連携し支援を強化すること。市民へのさらなる周知に努めること。

⑧ 子育て支援施策について

ア、保育園、幼稚園について

- a、保育士の人材確保、人材育成を行うために、保育士の配置基準の引き上げを国に求めること。
保育士の賃金引上げ、労働条件の待遇改善について、市だけでなく国や東京都が改善するよう求め、安全安心の保育事業実施のための支援策強化を行うこと。

- b、公立保育園が「地域の子育て拠点」の役割を発揮できるよう、公私連携型保育園への移行は財政問題にのみ依拠することなく慎重かつ丁寧に議論すること。
 - c、国や東京都の責任において、保育園の待機児解消対策を止めないよう、求め続けること。
 - 入園申込時に育休中である等の理由で、国の集計から外されている「隠れ待機児」に対する抜本的な対策（認可保育園増設、保育士の大幅確保など）を打つよう、国に求め続けること。
 - そのためにも、市内の実態について調査を行い、対応すること。
 - d、市独自の私立保育園への運営費の助成を増額すること。
 - e、保育士の宿舎借り上げ支援事業を継続すること。
 - f、ゼロ歳児の空き定員補助を引き続き実施し、すべての空き定員が埋まるまでは継続すること。
 - g、市独自に幼稚園入園料の補助増額を行うこと。東京都に対し補助制度の拡充を要望すること。
 - h、子ども誰でも通園制度導入にあたっては、保育士や子どもにとって負担とならないよう現場の状況を丁寧に聞き取り、慎重に進めること。
 - i、心身の障害や発達の遅れがある子どもの保育について、保護者が直接保育園に問い合わせをする必要のないように、「ケアプラス保育」「すくすく保育」等の申し込み制度を創設すること。
- イ、障害児保育について
- a、障害児保育の充実を保育政策の重要課題に位置づけること。
 - b、妊娠・出産からの切れ目のない支援を障害児分野で実現するために、保育課と子ども発達センター、健康推進課などと共同で「(仮称)障害児保育の連絡会」を設置し、障害児保育の課題整理、課題解決のための施策をともに検討すること。
 - c、保育園の障害児受け入れ枠を0歳児からにすること。
 - 障害児や医療的ケア児、低体重児など、ケアが必要な乳幼児に対し専門的な対応ができるよう、子ども発達センターと連携し体制整備。強化を図ること。
 - d、保育園や幼稚園の障害児保育の市単独補助を増額し、利用しやすいしくみにすること。
- ウ、子育て支援策について
- a、児童相談所サテライトオフィスの早期設置を行うこと。東京都の多摩地域における児童相談所再編に関して、調布市に児相を設置するようひきつづき要望すること。
 - b、子ども家庭センター設置について
 - これまでの「子ども家庭支援センターすこやか」の事業継続のうえ、さらなる機能充実を行うこと。拠点移設の際には支援が途切れる事のないよう利用者への周知徹底を行うこと。
- エ、児童・青少年対策について
- a、児童館の中高生向け事業をさらに拡充させ、中高生の居場所となる「CAPS」について東部地域の増設を含め、検討すること。
 - b、基幹型児童館、地域型児童館の役割を堅持し、ふさわしいスキルと専門的な力量を持つ専門職を配置すること。
 - c、ステップアップホーム事業をさらに拡充させ、利用者や地域の世話人の実態把握を行い、支援強化すること。
 - d、生きづらさをかかえる若者への支援・相談体制の拡充とともに、チャット相談のさらなる周知を行うこと。
- オ、学童保育事業、放課後健全育成事業について
- a、希望するすべての児童が学童クラブに入会できるよう、児童数の推移を見極め必要な増設を行なうこと。
 - b、学童クラブの障害児受け入れについて
 - ゆずのき学童クラブの実践を通じ、学童クラブへの障害児の受け入れ拡充、送迎実施、スペースの確保、人的配置を行い、希望する児童が入会できるよう今後も環境整備を進めること。
 - c、児童福祉法に位置付けられた放課後児童健全育成事業にふさわしく、学童クラブ条例の水準を維持すること。
 - d、あそビバ事業については、子どもたちが余裕をもって安全に過ごせる環境の整備、職員体制の確保を行うこと。

⑨ 環境政策について

ア、気候危機・環境における市の対策について

- a、気候危機打開に向けて地球温暖化対策実行計画の目標達成のために、広く市民に知らせ、ともに前進させていくこと。今後、公共施設には屋上・壁面緑化、外断熱化を基本にしたりくみを行うこと。
- b、今年度の地球温暖化対策実行経過鵜の中間見直しを活かし、今後も確実な実行推進とともに目標引き上げを目指すこと。
- c、ペットボトル削減のため、マイボトルに飲料水を利用できる「給水スポット」増設すること。
- d、生ゴミ資源化（堆肥化、バイオマス）に関する先進事例の研究等、これまでの到達点と今後の課題を明らかにし、資源化の取り組みをさらに進めること。
- e、物価高騰、生活が厳しい市民の暮らしを考慮し、家庭用ゴミ袋の値下げを改めて検討すること。
- f、プラスティックゴミ削減の市民への啓発促進とともに、市として3R（リユース・リデュース・リサイクル）以外の削減方策（リフーズ・リペア・リンク・リターンなど）についても探求し、市民とともに施策を展開し広げていくこと。

イ、PFAS汚染対策について

- a、市内の公有地内の井戸水調査結果の速やかな公表とともに、民間管理の井戸水調査をすべて把握・調査を継続すること。
- b、高濃度の結果が出た場合の水道水利用に対する支援、PFAS除去装置設置への支援などを早期に明確にすること。福祉健康部とも連携して、希望する市民に対して血中濃度検査を実施すること。

ウ、市民生活にかかる課題について

- a、スズメバチの巣の駆除は危険性を考慮し、近隣市の制度に倣い、無償または費用助成について実施すること。
- b、放射線量の定点観測、学校、保育園など子どもが集まる施設での定期的な測定は、今後も引き続き行うこと。
- c、学校や保育園の給食食材の安全性を確保するために、福島第一原発でのALPS処理水海洋放出をふまえ、海産物など測定食材の種類と測定頻度を増やしつつ、ひきつづき放射能測定を継続していくこと。飲用する牛乳に関しては、週1回程度の頻度で測定をすること。

⑩ 教育・文化・スポーツ振興について

ア、学校教育全般について

- a、日本国憲法にある「義務教育は無償」の原則にふさわしく、学校教育にかかる費用は学校給食無償化を含めて、教育費の無償化を国が責任をもって行うよう強く求め続けること。
教材費(学用品や書道セットや絵の具セット、体育着、制服代、郊外活動費や修学旅行代、副教材など)
も同様に公費負担となるよう求めること。
国や東京都の対策が不足している場合は、調布市独自に支援策を行えるよう検討し実施すること。
- b、教員の待遇改善のため、給特法（効率の義務教育諸学校等の教育職員の給与や勤務条件について特例を定める法律）の見直しを行い、長時間労働・過重な業務量を早期に改善するよう、国に求めること。
- c、学校における労働安全衛生体制を進めるとともに、教員への理解意識改革を促すこと。
- d、慢性的な教員不足、教員の過重労働を減らすために、スクールサポートスタッフ、エデュケーションアシスタント、専科教員などの人員の増員を行うこと。
- e、年度初めから教員不足が生じないよう東京都に対して教員の採用・育成拡充、適正配置要請を強めること。欠員が生じた場合は、市独自の緊急対応を行うこと。
- f、教育委員の選出にあたっては、公募制の枠を増やすこと。
- g、すべての小中学校のトイレに、日用品として個包装の生理用品を常備し安心して活用できる環境を整えること。個包装の生理用品に「小中学生のPMS（月経前症候群）、生理痛による心身の不安定」などについて相談できる窓口や婦人科等の相談場所の紹介、悩み解決の手段等

の周知を行うこと。

- i、通学路の安全対策について、定期的な合同調査と早期の対応は継続して行うこと。
歩道のない通学路の再点検・安全対策の実施とともに、通学路となる歩道橋の安全対策を早期に完了させること。また国などの関係機関への働きかけを常に強く求めること。
- j、調布市立小学校児童への朝の見守り事業について、子どもの安全を第一に考え、適切な人材の確保と、この事業による教員への過度な負担が生じないようにすること。

イ、学校施設の改善について

- a、老朽化が深刻な学校施設の改修・更新について

「公共施設マネジメント計画」に包含させる現計画は見直し「学校のことは学校単独で更新できる」ようにすること。施設担当者・施設改修に必要な資格を持った技術者・職員の増員を行い、現地調査を進め、公マネ計画と実態が見合ったものとなっているかを常に検証し、計画を見直し、市長部局に予算の増額求めること。

- b、学校施設の維持保全・改修については、公立学校PTA連合会「施設改善・環境整備要望書」要望されている、修繕・補修は早期に着手し、学校間格差をなくすこと。
- c、小中学校一体型の建て替えについて、対象地域の児童・生徒への負担を減らす環境整備を行うこと。在校生、教員、地域住民の声を活かした施設になるよう配慮すること。
一体型校舎建設で生じうるさまざまな課題については、他の事例を検証し、今後の学校運営に活かすこと。
- d、教室不足による学級や学習環境に不利益が起こることのないよう、児童・生徒数の推移を正確にシミュレーションし、必要な教室数を確保すること。

ウ、学習環境・学校生活を整える課題について

- a、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を行なうこと。特別支援教育を更に拡充させ、ひとりひとりの子どもに手厚い支援、教員のスキルアップを行なうこと。
- b、不登校、長期欠席の児童・生徒の状況を丁寧に把握し、居場所づくりや心のケア、保護者へのケアも含め、支援体制を拡充させること。
- c、アレルギー対策をすべての学校で徹底できるよう、学校給食現場で市独自の研修を継続しさらに拡充していくこと。
- d、学校図書館について、図書館司書の勤務日数・時間を増やすこと。調布市の学校図書館を支える職員が今後も安定して働くことができるよう、ひきつづき待遇改善に努めること。
- e、部活動について、教師の負担軽減・生徒への心身の負担軽減策を調布市として講じること。
部活動の地域移行については委託した業者に全権委任にならないよう、指導内容や学びの進捗状況などを教職員とともに定期的にチェックし充実させていくこと。
- f、学校プールの外部委託については、児童・生徒の安全性の確保を大前提とし、移動の負担、委託先の確保、学校間格差の是正などの懸念点に丁寧に対応し、拙速に進めないこと。

エ、社会教育・スポーツや文化の向上について

- ア、子どもの意見をまちづくり・市政に反映させるために、調布っ子夢発表会や福祉部所管の中学生の意見発表会などのとりくみをさらに充実させること。
また、子どもの意見を聞くとりくみの拡充、子ども議会の実施を検討すること。

- イ、公民館の職員体制を拡充させること。また社会教育部との一体化については、結論を急がず、市民・各館関係者との協議を深め、地域公民館の充実につなげること。

ウ、図書館事業について

- a、地域の図書館分館体制を維持し、中央図書館の運営も含め直営を堅持していくこと。
市民から評価の高いさまざまなサービスを維持・拡充するために、司書など専門職人材の増員を図ること。障害者・児がいつでも利用できる図書館の読書環境づくりに努めること。
- b、都営住宅建て替えに伴い移転する緑ヶ丘分館については、住民の声を活かした施設となるよう、東京都への働きかけを緩めないこと。
- c、図書購入については適切な除籍を行いながら、蔵書を充実させるために図書購入費を増額すること。

- エ、ふれあいの家の運営は、高齢化や担い手不足等の理由で鍵の管理などが厳しい状況になっており、「ふれあいの家の今後のあり方について」、各運営委員会と時間をかけて協議し、調布市が

- 責任をもって将来のあり方や運営の差が生じないためのガイドラインの作成なども行うこと。
- 才、神代出張所について
- ・ 仮移転した旧神代出張所の今後の方向性を、早期に検討し明らかにすること。
 - ・ また、つつじヶ丘駅周辺地域に不足する「集会施設の設置」について、市民の意見を反映させつつ利用しやすい施設整備をすすめること。
- カ、調布基地跡地運動広場の「暫定スポーツ施設」について
- ・ 東京都の下水道処理施設の将来計画の具体化で影響を受ける「暫定スポーツ施設」については、近隣市とも連携を密にして、同規模のスポーツ施設を今後も確保できるよう、東京都と協議を進めること。
- ⑪ 住みよいまちづくりをすすめるために
- 1、調布駅周辺のまちづくりに関する課題について
- ア、総合福祉センターの今後について
- ・ 調布駅周辺のセンター機能の充実を行い、内容について広く市民に知らせること。利用者の駐車場や調布駅からのアクセスについて、利用者との協議を充分に行うこと。また、京王多摩川駅へのエスカレーター設置を要望し続けること。
- イ、グリーンホールの整備について
- ・ 物価高騰による資材や人件費の高騰などを考慮し、事業計画スケジュールにこだわらず施設利用団体や市民の意見を存分に反映させ、「ホール機能の確保」を必ず堅持すること。施設のあり方については、計画の見直しも視野に入れて検討すること。
- ウ、つつじヶ丘・柴崎駅周辺のまちづくりは、長年の住民要望である「開かずの踏切」の解消、歩行者の安全・安心の課題とともに、駅周辺のにぎわい、地元らしさを活かした検討を市民とともに進めること。都市計画道路、駅前広場の整備先にありきの駅周辺整備を絶対にしないこと。
- エ、調布基地跡地留保地の整備について
- ・ 騒音、光、交通渋滞、環境面など、住民の抱える懸念点に寄り添い、解決しながら計画を進めること。住民説明会を実施し、市民周知を丁寧に行なうこと。環境アセスメントを実施すること。
 - ・ 地域住民の利用機会が担保できる広場・公園にすること。
- 2、都市計画関連の事業について
- ア、都市計画道路事業に係る進捗管理について、既事業路線が完了するまでは新規路線の事業化を図らない方針を堅持し、生活道路整備に予算配分をシフトさせること。
- イ、公共施設マネジメント計画については、地域コミュニティを担保する圏域として、小学校区を基本としながら他の諸計画における圏域との整合性を図るとともに、今日の社会・経済情勢を考慮し、財源確保についても財政フレーム上から改めて見直していくこと。
- ウ、民間マンション・個人住宅への耐震改修工事への助成制度をさらに拡充し、制度の普及・啓発を行うこと。
- エ、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進めるため、耐震工事が必要な事業所に対する工事費用への補助・営業補償について、都・国に要望するとともに、市独自の施策を検討すること。
- オ、国分寺崖線、カニ山、深大寺のみどりなど、貴重な緑地の保存・運用について、これまでのとりくみを継続しつつ、市民との協働をさらに強めること。
- カ、「調布市公園・緑地機能再編整備プラン」での機能再編整備を急ぐこと。市が公園が不足していると認識している地域への公園設置の取り組みを強化すること。
- キ、仲よし広場（提供公園）を増やすこと、提供公園の日常管理に十分留意すること。
- ク、「公遊園の禁止事項」の緩和をはかり、ボール遊びができる公園を増やし、手持ち花火ができる公園を設置すること。また、オリンピックや世界大会で注目されているバスケットボールやアーバンスポーツ（スケートボード、BMX、ブレイキン、パルクール、クライミング、ダブルダッチなど）の練習機能をもつスポーツ施設や公園、プレーパークの整備を進めること。
- ケ、多摩川の土手について、災害対応を最優先としつつ住民・利用者・行政が利用や整備について協議する場を持つこと。また、散策、ウォーキング、ランニング、ロードバイクなど、多

様な利用が混在するサイクリングロードの利用ルールについて、安全面からも近隣自治体との調整をはかること。野川の自然をまもり親水性を高めること。護岸工法については、自然護岸をとりいれるよう国、都に求めていくこと。

コ、公・遊園地や野川・多摩川沿いのトイレ改修、増設をひきつづきすすめること。

サ、都市計画道路について

ア、東部地区のまちづくりとの関連があるものの、調布3・4・9号線に現存する清水架道橋については、架道橋下の歩行者・自転車の安全を図れるように、歩道部分の新設や拡幅などについて、ひきつづき国や都、京王電鉄と協議して、この地域全体の生活環境改善を早期に行うこと。

ブ、都市計画道路3・4・7号線/喜多見・国領線開通に伴い、柴崎駅・つつじヶ丘駅周辺の開かずの踏切対策としての効果検証を行い、結果の公表とともに今後の計画に活かすこと。

シ、アスベスト対策について

ア、市内民間建築物のアスベスト台帳の整備、同台帳のデータベース化、民間建築物のアスベスト除去に関する補助制度の創設を急ぐこと。

ブ、一般民間住宅のアスベスト使用調査・除去の促進について…各関係者と協議し、必要な支援と対策を行うこと。

3、住まいに対する支援について

ア、「マンション管理計画認定制度」に伴い、住宅金融支援機構の利付10年債の購入やリファーム融資の借入金利が有利となる制度だけでなく、管理組合を対象とした「低利融資制度の創設」など支援策について研究し実施すること。

イ、ア、都営住宅の新規建設を増やすよう、東京都に増設を求めるこ。

ブ、市営住宅の増設を行うこと。老朽化した市営住宅の修繕は、居住中の家屋内も含めて、市民と協議し、計画的に進めていくこと。修繕費についても協議し必要な支援は行うこと。

シ、子育て世代の積極的な入居を進めることに加え、一人暮らしの学生、若者を積極的に受け入れ、地域コミュニティの形成・次世代への継承を行うとりくみを進めること。

ウ、一人暮らし学生、若者の積極的受け入れ住宅施策の一環として、市による「空き家」借り上げと低家賃による賃貸住居を提供すること。

エ、「住宅確保要配慮者」への支援について、低所得者、身寄りのない高齢者などが利用しやすいよう、あんしん居住制度をさらに拡充させること。

4、市民の安全を守る防災対策について

ア、内水氾濫ハザードマップの普及にひきつづき努めつつ、公式SNS等を活用し市民への災害情報の提供を、さらに充実させること。

イ、台風や線状降水帯発生による豪雨による、浸水や汚泥、汚水、停電時の夜間対応などの災害時に備えて、だれもが身近な地域で学べる機会をさらに拡充すること。

ウ、多摩川の治水対策について

ア、「多摩川緊急治水プロジェクト」の早期完了を求めるこ。

ブ、国に対し「多摩川緊急治水プロジェクト」完了後、増水時に河川屈曲部護岸や橋梁土台部分への影響の調査・点検を行う事を求めること。

以上